

# 京都大学附属図書館対面朗読室利用細則

(平成29年5月22日附属図書館長裁定制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、京都大学附属図書館対面朗読室（以下「対面朗読室」という。）の利用について、必要な事項を定める。

(利用目的)

第2条 図書館資料等を用いて教育、研究、調査等を行うにあたり対面朗読が必要な場合に、対面朗読室を利用することができる。

2 前項にかかわらず、特に館長が必要と認めた場合は対面朗読室を利用することができる。

(利用者)

第3条 対面朗読室を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、京都大学附属図書館利用規程第3条に定める者とする。

(利用時間)

第4条 対面朗読室の利用時間は、次の号に掲げるとおりとする。

(1) 京都大学附属図書館本館利用内規（以下「内規」という。）第2条第1項第1号に定める日は、午前9時から午後9時まで

(2) 内規第2条第1項第2号に定める日は、午前10時から午後6時まで

2 利用は1回につき3時間以内とし、他に予約者が不在の限り、終了時刻の15分前からその利用を更新することができるものとする。

(利用手続)

第5条 利用者は、利用に際して所定の手続きを行うものとする。

2 利用は事前予約制で、同一グループでの予約は1回につき1件のみとし、1か月前から予約を受け付ける。

(利用の手順)

第6条 対面朗読室の利用を許可された利用者は、担当職員から対面朗読室の鍵を受け取り、利用上必要な指示に従うものとする。

2 利用者は、利用が終わったときは室内を原状に復し、速やかに担当職員に鍵を返納するものとする。

3 予約された利用開始時刻から30分を過ぎて鍵の受け取りがない場合は、キャンセルとみなす。

(利用に伴う責任)

第7条 利用者は、その責に帰すべき事由により、対面朗読室の設備、備品等を損傷したときは、直ちに担当職員に申し出て、その責任を負うものとする。2 対面朗読室において物品の紛失事故があった場合、附属図書館はその責任を負わない。

(利用許可の取消)

第8条 対面朗読室の利用にあたり目的外の利用又は迷惑行為を行った利用者に対し、附属図書館の利用の禁止又は制限をすることができる。

(その他)

第9条 この細則に関する事務は、附属図書館事務部利用支援課情報サービス掛において処理する。

附 則

この細則は、平成29年5月22日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。